



観光大使半崎美子さんと夢を語ろう

議会だより



定例会12月会議

【主な記事】

- 今後の方針を問う（一般質問）…………… 2～7
- 12月会議議案審議、行政報告 …………… 7～11
- 委員会レポート、議会日誌、
編集後記 …………… 12

令和2年2月

NO186



4議員が一般質問



安楽議員

利尻島国保中央病院の再編・統合問題について

安楽議員 厚生労働省が9月26日、診療実績が乏しく再編・統合の議論が必要とした全国424の病院名を公表しました。このうち道内は54施設の名が挙がっており、そのうち宗谷管内で4施設の病院が名指しされ、その中に利尻島国保中央病院も入っていることについて、一部報道では「利尻島内の2町に衝撃が広がった」とのことですが、私も驚き、これ以上の再編・統合の道はあるのだろうかと不安になります。利尻町では島民の不安を取り除けるよう、両町で相談しながらしっかりと地域事情を訴えていきたいとしております。町長は、今回の突然の公表でどのような感想を持たれたのか、また、今後利尻町と共にどのような点を上部機関に訴えていくのか、町長の所信を伺います。

町長 利尻島国保中央病院は利尻島2町による一部事務組合方式であり、日頃から病院の管理運営につきましても、病院長に概ね任せており、また、病院組合議会もありませんので私の答弁はそのあたりを事情推察、勘案の上ご理解願います。質問にあります、町長は今回の突然の公表でどのような感想を持たれたのかの点であります。厚生労働省が公立病院や公的病院の再編・統合の議論が必要と病院名を公表した9月26日、また、新聞報道等がありました。9月27日には本州方面出張中でありましたが、病院長と一緒でありましたので、この情報を得ることができましたが、率直に申し上げますと利尻島に病院はご承知のように利尻町、利尻富士町で一部事務組合方式での利尻島国保中央病院1つしか無く、厚生労働省の言う

診療実績が特に少ない、近くに類似施設があるなど全国一律の基準で再編・統合と言われても、離島という条件不利地域も対象とするのは地域の実情を理解していないと一瞬反感の気持ちになり、戸惑いを感じたのも事実でございます。今回、公表の経緯につきましても、平成28年度までに全都道府県で地域医療構想を策定し、これを踏まえて国では平成29年度、平成30年度の2年間程度で具体的対応方針の検討を要請し、国において診療実績データ等により医療提供体制について分析し、その結果を踏まえ再編・統合の必要性について特に議論が必要として公表したものであります。今回の件につきましても、利尻島国保中央病院の問題ばかりではなく、病院名を公表された北海道内54病院の内、ほとんどが町村の医療機関であり、早速10月16日に北海道町村会として北海道内の地域医療に与える影響は計り知れないと踏まえ、厚生労働省、総務省、道内選出国会議員に対し地域医療構想に関する緊急要望を実施したところであります。私も利尻町長とこの問題につ

いて数回意見交換をし、先程申し述べましたが、離島という地域性を理解していないと、また、機会あるごとに対象となった病院の首長方も意見を述べ、実情を訴え理解をお願いします。10月中旬に開催した、町内の地域懇談会の場でも再編・統合を住民から心配、不安の声を聞かされており、公立医療機関は地域の医療機関として重要な使命と役割を担っており、地域の実情を踏まえることなべく全国一律の基準によって議論を行うことは、住民に不安を与えるものであり、決して国が強制的に押し付けるものであってはならないものと考えます。その後、特にこの件に関して新しい情報や国からの指示等はありませんが、今後も利尻町長と連携しながら地域事情を十分に踏まえた対応を実施していただくよう関係機関に要望活動を行って参ります。更に、町内には鴛泊診療所、道立鬼脇診療所もありますので、それぞれの医師にも長く町内の医療体制を維持いただくような環境作りにも努めて参りたいと考えておりますので、島内に3つある医

療機関の連携と良好な関係を築き、島民が安心して受診できるよう取り組んで参りますのでご理解を賜りたいと思います。

議員 ただいま町長の答弁で早速、関係方面に取り計り、

要請もしているというような答弁がありましたので一安心しました。再質問の中で利尻町長とのトップ会談があるかどうかということが聞きたかったのですが、もう早速、何か協議されてると言うことを聞きましたのでその点は省略しまして、まず、利尻島国保中央病院は利尻島民である利尻富士町民も、日常多く利用している依存度の高い医療機関の1つであります。手元に利尻町民と利尻富士町民の入院、外来の患者数のデータがありますので参考までに。これは病院会計の平成27年度決算書ですが利尻町の入院患者数は3,009人で、利尻富士町の入院は2,349人であり、全体の44%になります。外来は利尻町民が13,301人で、利尻富士町民の外来は6,844人で全体の34%になります。利尻富士町には、道立診療所と当町の診

療所があるので、外来患者数は利尻町より少ないのは当然のことであるが、利尻町より人口が若干多いことでこれだけの利用があるのかなと思えます。しかし、島内の医療施設ではどうしても対応できない、その人の病状によって、時には島外の病院で検査治療手術等のため好むと好まざるに関わらず、島外に出て対応しなければならぬ実態があります。そして、こういう弊害を個々に乗り越えながらも病状やその人の事情によっては、最後の砦として利尻島国保中央病院を選択しなければならぬという事情の人もいます。最後に申し上げますけれども、今回の公表で名指しされた病院に対し、当初は来年の9月までに対策の回答を求めていたそうですが、11月のテレビ放映の中では、厚生労働大臣はこの報告の期日を延期すると言っていました。また、町長の答弁にもあるように、強制のものではないとも報道もされています。病院名が公表されたことについて、厚労省の担当者が11月26日高松市で香川県の医療関係者に説明会を開いたそうです。その中で、診療実績の機械的な

分析だけで公表したことについては反省していると繰り返し言っていたそうです。また、病院名の公表で職員の士気が下がったと批判の声が相次いだという地域もあつたようです。病院名の公表で全国で色々な波紋が広がっていますが、我が利尻島も現状のままでの存続を願っておられることと思えます。そこで、離島振興法がありますが、私、不勉強で内容についてはよく理解しておりませんので伺いますが、この離島振興法を盾にして医療機関を守る法的な根拠のあるものはないだろうか。そのことを伺いまして最後の質問とさせていただきます。よろしく願います。

町長 離島振興法の中の病院問題ということでございますが、当然、離島振興法の中には医療に関する部分というのは絶対的に重要なことでございますので、当然離島振興法の中にもそういう医療体制の維持、守るんだということが明記されておりますし、我々も年に1回全国大会もありますし、北海道にも離島振興協議会というものがあつた。その中でも常に国に対しての

要望は医療のことは最重要課題として入っておりますので、今後もそのような医療の件につきましては、離島振興協議会等で国に訴えていきたいと考えております。(以上)



佐々木議員
外国人介護職員の受け入れについて

佐々木議員 特別養護老人ホーム秀峰園や利尻島老人保健施設では、常に介護職員を募集するなど、慢性的に介護職員が不足している状況と認識しています。特に現在建設中の秀峰園は、来年度からユニット型の新しい施設がオープン予定となっており、ユニット型に対応するためには更に10数名の職員を確保しなければならぬとのことですが、全国的に介護職員の不足が問題となつている中で、人材確保もままならない状況だと思われまふ。今後入所者や家族が安心して施設を利用するために、安定した施設運営が求められることから、当町においても外国人介護職員の受け入れをすべきと考えますが、町長の所信を伺います。

町長 議会の皆様、町民の皆様のご理解を得て建設中の特別養護老人ホーム秀峰園の工事も順調に進捗しており、完成が待たれるところであります。最初に介護施設における配置基準から申し上げますと、入居者3人に対して1人の介護職員又は看護職員の配置が義務付けられており、入居者数に対する3対1の基準が設定されておりまふ。秀峰園ですと、定員50名に対して17名が配置基準として設定されており、現在、秀峰園の介護職員及び看護職員は19名で配置基準は満たしている状況となっております。新しく建設中の秀峰園の一部ユニット型施設についても、同じ基準で3対1での対応が可能となっております。ただ、ユニット型になりまふと、いわゆる個室

ケアと言うことでは職員の目が届きにくくなること、1つの建物にユニット型と従来型が共有する施設の場合、職員の兼務が厳しいことから、それぞれ専従の職員を充てる形をとらざるを得ないことから、今回の職員募集を行っているところですが、質問にある外国人介護職員の受け入れについてでは、現在4つの制度があります。1つ目は、平成20年からスタートしたインドネシア、フィリピン、ベトナムとのEPA経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用制度。2つ目は、日本の介護福祉士養成学校を卒業した介護在留資格を持つ外国人の雇用制度。3つ目は、技能実習制度を活用した外国人の雇用制度。4つ目は、本年度からスタートした在留資格特定技能1号を持つ外国人の雇用制度がそれぞれあります。採用までには日数が掛かる上、複雑な手続きや費用面、一番負担になるのは就労後のサポート体制の充実が求められております。介護支援は対人援助サービスであり、利用する方への日本語でのコミュニケ

ーション能力が必要不可欠であり、言葉での働きかけが重要な要素であります。したがって、外国人が日本の介護現場で働くためには十分な日本語でのコミュニケーション能力と、介護の基本的な知識と技術が必要であると考えられます。1つ目のEPAに基づいて外国人介護福祉士候補者の雇用制度と、2つ目の介護福祉士資格を有した外国人の雇用制度については、一定の質が担保されていると考えられますが、3つ目の技能実習制度と4つ目の特定1号制度では、介護の資格を有していない単純労働者であるため受け入れることには躊躇せざるを得ない状況であります。現在求められている介護ニーズは身体介護だけでなく、認知症への対応、医療的ケア、予防からターミナルケアなど幅広い介護が求められており、一定の教育と専門性が必要でありますので、それらを職員が1から指導し、指示しなければならぬという事であれば、逆に業務の負担となりかねないと考えっております。しかしながら介護職員の確保は喫緊の課題であることから、日本人の介護職員の確保を最優先

しながら、最近では人材紹介会社や人材派遣会社、自治体の人材確保のため外国人介護福祉人材育成支援協議会設立など、色々な人材確保方法もあると聞いておりますので、外国人の受け入れも含めどのような方法が適しているのか、何と言っても入所者が安心して暮らせることが最優先でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議員 ただいまの答弁で、大変難しい問題が山積しているという風に思いました。ただ、今回介護職員の話ですけれども、宗谷管内で外国人が働いている中で350人から400人程宗谷管内で働いている。また、介護福祉にしましてはベトナム等の話をしますけれども、ベトナムでは20代の若者が人口の半分を占めているというような話も新聞等に書いてありました。働く人が大変豊富で日本では働く人が少ないということでは、介護だけでなく他の色々な分野でも外国人の人手に助けしてもらっていると思えます。是非、これからどんどん人口も減ってお年寄りが増えてきます。大変素晴らしい施設が出来ましたので、働く人が居なければそっちの方にも真剣に目を向けて考えて頂きたいと思えます。

町長 外国人が宗谷管内にも沢山いて、技術労働というところで沢山おりますけど、その介護に関わる部分については居るんでしようけども絶対数が少ないということでは、いま東川町が中心になって、やはり外国人介護職員が少ないということでは、数か所の自治体が先程も言いましたように、その外国人の受け入れ支援のための協議会なるものを作りながら、どんどんそういう支援の協議会に参加する自治体が増えておまして、そういった中で旭川にある介護専門学校に外国人を入れるための費用面を負担するかどうか、そういう制度もどんどん広がっておりますので、全国的な問題でございますので、我が町はつきりではなく全国の町村がそういう面では取り組んでいかなければならないと思っておりますし、先月も稚内で自民党のセミナーが開催された時も自民党の副幹事長が来ておりましたので、私の方から介護の関係で訴えておりますし、最優先は入ってる人の方のことを考えると日本人の介護士が一番優先なんです。ようけれど、将来的には6番議員が言われるように、外国人というものを視野に入れながら介護体制を築いて行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(以上)





飯田議員 鴛泊・鬼脇両地区整備 事業の推進について

飯田議員 平成31年3月会議で鴛泊市街地整備事業の今後について質問をしましたが、答弁ではこれまでの環境整備方針の見直しを計り、実効ある方針とするため現在見直し作業中とのことでありました。鴛泊市街地はこれまで住宅や店舗などそれぞれ整備が進められてきており、空き地等も含め区域内の状況もはつきりしてきていると思います。そこで、町とまちづくり協議会や期成会との協議のなかで何をどこに整備するのかも含め整備方針の見直し結果がどこまで煮詰まってきたのか現況を伺います。また、鬼脇地区についてですが、鬼脇地区ではまちづくり推進協議会で賑わいの創出、居場所づくりをテーマに協議を進めてきております。昨年は、その中から協議会としての要望事項をまとめたと同っておりす。そこでは喫緊の要望として、老朽化の著しい公民館それから地域青少年会館の再整備を挙げておりますが、これについては町長はじめ理事者、管理職の皆さんも現状は理解されてると思っております。今後この要望事項をどのように具現化しようとするのか、その取り組みについて見解を伺います。

町長 鴛泊市街地街並み環境整備方針につきましては、プランではなく実効性のある整備方針、事業内容とするため、昨年12月から3月にかけて3回鴛泊市街地まちづくり協議会、鴛泊市街地整備促進期成会の皆様と住民検討会議を開催し、協議、意見交換を重ね、整備方針は変えず計画事業内容の見直しを行っております。環境整備方針は4つの整備方針からなっており、1つずつ当初と見直しを説明いたしました。1つ目は安全な住環境作

りですが、夜間の自動車歩行者の安全性に配慮した連続照明としての街路灯整備では、港町旧畜養施設から栄町旧商工会まで1,100メートル区間の37基については実施済みであるが、旧商工会から総合体育館までの区間の照明22基は当初方針通り整備いたしません。災害時における避難所としての誘導サインを太陽エネルギーを使用したLED照明として当初方針通り20基設置いたします。防火水槽未整備箇所については、当初の3基設置から協議した後、2基設置するというごことでございます。2つ目は滞留拠点の整備ですが、海への眺望を生かし海拔0メートルから登山の拠点となる休憩所、トイレ、小公園、駐車場を整備し気軽に住民、観光客が立ち寄れる憩いの場とするでは、旧消防庁舎と隣接する土地を利用して、コミュニティセンターと交流広場、駐車場等の整備としての構想も出されていまして、敷地面積による事情等により見直しをすることにいたしました。結果、海拔0メートル登山口ポケットパークは海への眺望を生かす最適な場所であり、整備を進めるべきとの意見もあり、休憩所、トイレ、駐車場を取り込んだ小規模施設を栄町と本町境界周辺海側にまとめる方針となりました。また、駐車公園整備については、中心商店街等の利用者の利便性に寄与するため、4カ所の設置を考えていきましたが、駐車場を分散していくつも整備しなくても、消防庁舎も解体予定であることと、登山口ポケットパーク構想の中にも駐車場があるためイベントなどに活用できる空間としても利用できることから土地を駐車公園用地として利用する方針とします。3つ目は市街地回遊環境の整備ですが、歩行者の市街地回遊を促すことを目的に誘導案内板の整備であります。当初の方針通り推進し、14基設置予定です。鴛泊海岸線遊歩道整備、港町からペシ岬を通って商店街については以前のように観光協会でのガイド利用がないこと、地形上の問題により通行不能箇所もあること、その整備費用が多額になることから、整備を取りやめる方針であります。4つ目は街並み環境作りの統一看板であります。デザインについて統一デザインの見板や表札を設けることとしております。以上が整備方針の見直しであります。次に、公民館、地域青少年会館の整備であります。平成30年10月15日に鬼脇まちづくり推進協議会長、鬼脇第1自治会長並びに第2自治会長の3名から要望書を受け取っております。要望事項は5項目あり、1点目は地域の交流拠点となる集会施設の新築をお願いしたい。併せて地域青少年会館の新築若しくは集会施設との併設。2点目は建設場所については鬼脇公民館の敷地をお願いしたい。3点目は公民館事業については継続をお願いしたい。4点目は基本設計、実施設計にあたっては地域住民との十分な協議をお願いしたい。5点目は早期の建設をお願いしたいとの5点であります。鬼脇公民館も建設後41年を経過し古くなっていることは事実であります。他の公共施設の建設計画との兼ね合いもあり、建設には至っておりませんが、将来的には地域のコミュニティの場として必要であることは認識しているところであります。また、地域青少年会館のことも要望されておりますが、鬼脇地区の体育館的な建

物は利尻小学校、鬼脇中学校併置校建設時に学校開放でも対応できるよう整備しており、建設には厳しい面もあるかなと思慮しているところでもあります。質問にあります、鬼脇まちづくり推進協議会、自治会の要望事項をどのように具現化しようとするかとありますが、現段階でははっきりと具体的な形を示すことは出来ませんが、人口減少等によって公共施設等の集約化も叫ばれている中で、公民館、青少年会館を管理している教育長に今般の要望書に対し、具体的に検討するように伝えてありますのでご理解を賜りたいと思います。

議員 鴛泊地区については、こういった見直しの内容ですということでも色々説明を頂きました。街路灯だとか誘導灯、サインの設置、防災の施設、小公園等々、トイレ、休憩所、駐車公園、コミュニティ広場的なものというようなことでそれぞれメニューに挙がっているものを実施をということでの答弁とお聞きしました。最初の質問にもありますように、鴛泊市街地はこれでおおよそ整備なり、町の中の整備

はコンビニさんも別な所に移った、それで空き地もこれではつきりする所もしてきてるだろうし、これから計画もある所もあるでしょうけども、おおよそ決まってきたという風に思う訳です。ですから先程町長が言った、それぞれ協議したものを、これをどう貼り付けて行くのかという事になるでしょうけれども、先程言うように小公園的なものについては、海の見えるような所と言うようなことでございしますので、当然これをやっていくと言う事であればお金の掛かることでもあり、また、公共事業の順番的なものもあるでしょうし、いつからというのは、どうしてもその所にいつてしまふんですね。いつ頃を目途にということにもなるかと思うんですけども、その辺おおよそ予定している年次のものがお示し出来るものであれば、それを教えていただきたいと思えます。後段の鬼脇地区の関係ですけれども、それぞれ要望で早期の実現を希望するとうようなことでしたが、やはり現状は皆さんご存じのとおり古いし、そしてメインが2階なものですから非常に利用

勝手が悪いというのがあります。ここ何年かは敬老会についても、北のしーまを利用したりしながらやっておりますけども、そういったことも踏まえながらの要望事項だったという風に思います。青少年会館については、機能を持たせたものが学校の体育館を利用しながらというようなことも考えてのことのようですけども、せっかくまちづくり推進協議会でいろんな分野で見直している部分、協議している部分がかんりいい形で纏まってきているという風に思うんですよ。今日は事務局持ってます鬼脇支所長もおられますけども、そういった事で、どんどん進んでおりますし、これからそういったものが固まった形でどしどし上がってくると思えます。そういったものも含めて、やはりこれらどうしてもいつ頃というような事をどうしても待つわけですよ。こういった高齢化社会になって、やはり年配の人も待つてであるかと思えます。特に鬼脇地区については、会館的な利用の仕方というの、やはり公民館な訳ですから利用勝手も含めながらですね、そういったものもあ

ろうかとは思いますが、教育長の方に検討をということですが、その辺を是非早めに具体的なプラン的なものをお示しいただければと思うんですけど、これらについても一度ご答弁をお願いしたいと思えます。

町長 1点目の鴛泊市街地の関係でございますが、10月30日に道道も北海道の検定が終わりまして全面通行になっておりますけど、一部土地の問題がありますので、町の方に町道として移管する問題はこれから引き続き協議が必要ということでございますが、一応、道道の通行は可能ということになっておりますが、そういった関係で鴛泊市街地をどういう風な形で持つて行くかということでございますけれども、土地の方も粗方決まりつつありまして、一部残る所もありますし、3月に8番議員からも質問ありましたけど、その中で私も、空き地がすぐ埋まるというような事を念頭には私もありませんということ、空き地が出来ること、これは仕方ないことかなと思っておりますけども、一番その施設と言いますか、事業

化を進めていく中での問題なのが休憩所とトイレを一緒にした小規模施設が、場所については先ほど栄町と本町の境界線あたりということでも申し上げましたけども、それが一番財源的にも必要だということでございますし、あと照明だとかそれらについては、今までも年次計画をもって順次進めていまして、あと数年経てば完了すると思っております。そのトイレ、休憩所の関係が当然、国の補助も当てにしながら進めてきておりますので、そういった関係で、社会資本整備の予算等が、どれだけの枠があつてどれだけ本町に回ってくるのかということもあるんですから、早くはやらなければ駄目だということは頭にありますけども、その辺の財源の関係もありますので、今この場でいついつという事は申し上げられませんけども、早期に建設に着手したいということでは思っております。公民館の関係でございますが、これは本当に鬼脇地区の住民の方々、或いはいろんな協議会の方からも毎年といいますか、行事のある度に私も色々と言われて、重々理解はしているところでございますが、

こういうこと申し上げればどうなるでしょうかというのもありまして、本町の財政規模とか財政状況を考えると、ここ数年、相当懸案事項である大型建設事業を進めてきた中で、これだけの事業を実施してきますと、何処かで1年から2年は休まないと町の財政も持たないなというような感じはこの頃思っているところでございますけど、そう言ったからと言って、公民館があと数年、10年も掛かるのかと言われると大変な問題でありますので、そこまでは掛からないと思えますけど、今回先程も答弁しましたけども、要望書ももらって教育長にどの程度の施設規模が必要なんだということを早めに住民の方々から意見を聞いて、今までは老朽化したので早く建設をお願いしたいということでは、先程も言いましたけどもはつきりとした案がある訳ではないので、年末年始になれば教育長も鬼脇の人方と会う機会も多いでしょうし、実際の程度の規模のものが必要なんだというようなことで、青少年会館も絡んできますけども、その規模によっては財

政状況を考えながらスピード感といいますか、実行にゴーサインが出るかもしれないし、ある程度大きなものになると、公民館という名前を使えば補助金はほとんど無いです。今、北海道で公民館を持つている首長方も3年くらい前から公民館協会の首長部会というのを作りまして、社会教育も大事だということでも、そういった中で公民館事業という、公民館という名前が付きますと、集会施設にほとんど補助金がないということでございます。どのような形の補助があるのかという部分も含めて検討させていただきますので、こんなことを言えば協議会の人方に怒られるかもしれないけれども、そんなに大きな規模でなければ、そんなに年数もかからないうちにゴーサインが出せるのかなと考えておりますけど、その辺は又これからの協議の中で煮詰めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

(以上)

岡本議員 火葬場の改築につきまして、以前にも同僚議員から質問がありました。答弁では事業規模、建設場所などを含め町民の意見を聞きながら改築にあたって検討することのことでした。また、地域懇談会において各地域の住民から、意見を聴取した中では一定の方向性が出たのかなと感じております。建設時期については、財政状況も考慮しながら検討することとありましたが、今年夏には、駕泊火葬場が故障により使用できなくなった期間もあるなど現状の火葬場は老朽化が著しく、使用にあたってのメンテナンス等にも相当の費用が掛かっていることから、懸案事項であります火葬場の整備については、建設場所の選定、その他諸々の問題があると思えますが、来年6月には秀峰園も完成することから、早期の着工が望ましいと考えますが、

町長 本町の火葬場につきましては、駕泊が昭和54年建設で40年経過、鬼脇では平成7年建設で24年経過しております。両火葬場とも毎年維持補に努め、200万円から300万円の予算を計上しております。しかしながら今年度、駕泊地区住民で火葬炉の故障等により使用できず、鬼脇火葬場を使用した事象があり、大変ご迷惑をお掛けしお詫びを申し上げます。現在はお詫びを申し上げたところでございまして問題なく使用できる状況であります。火葬場の建設計画については、平成29年9月会議で火葬場の改築についてという項目で一般質問があり、私からの答弁の中で、統合が良いのか或いは現状の両地区のままが良いのか、当然

議論しなければならぬ問題であります。今後の管理運営を考えれば、町内1カ所統合が良いのかなと私が考えるところではありましたが、結論付け出来るものではありません。今後は事業規模、建設場所も含め、地域懇談会などで町民皆様の意見を聞きながら改築にあたって検討して参る所存であります。その後、平成30年10月から11月にかけて、地域懇談会を町内10カ所で開催させていただきます。火葬場の改築についてこちらの方から問いかけております。私からは建設場所、建設時期については建設案をまだどうするか決めていませんので、計画ができていまして、計画ができていまして改めてご意見を伺いたいと思えますと申し上げ、懇談会では現状の設備のままの両地区に1カ所ずつがいのか、お骨を収集するまで火葬場待機の部屋或いは控え室がある施設が良いのか、又は両地区統合して1カ所が良いのか問いかけては、1カ所に統合し部屋のある施設が望ましいとの意見が反対もなく結論付けられたと思っております。今後は町内1カ所を進めて参ります。そこで質問



要旨でもありません、建設場所の選定、建設規模も含めた時期であります、場所については地域懇談会ではどこというような意見はありませんでしたが、任んでいる地域から遠くなるのは考えてほしいというような意見もあり、建設時期については当然早い方がいいという意見が大半だったと思います。建設場所の選定、建設規模を決め早期着工が望ましいことは私も重々理解しておりますが、多岐に渡る懸案事項もあり、もう少しの時間を頂き建設に向け検討すべき事柄、事項もありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議員 先ほど町長も言われていましたけども、大型建築ラッシュで予算の確保等大変でしょうけども、まちづくり創造総合計画の第3部実施計画前期2018年から2022年までの中で、葬苑建設事業のうち鴛泊葬苑の建て替えとあるが、現実として何年度の着工を予定しているのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

町長 実際あと何年後という風に申し上げられればいいんでしょうけれども、その創造計画の中にも当然鴛泊葬苑のことが謳われているのは私も理解はしておりますけれども、その創造計画も昨年からは始まって今年2年目ですけれども、あと8年間残っている訳で、当然その8年間の中でやらなければならぬような計画でございますけれども、先程から言っているようにここで何時と申すまでは答弁できませんけど、ただ、いま北海道内の首長さん方の話も、火葬場の建設について私も意見等を伺うこともありますけれども、燃焼炉といえますか窯といえますか、それが予備も含めて2つなのか、人口減少に伴って1基でいいんじゃないかと言うようなですね、そういうのも今火葬炉を建てるにあたっては広域で1町だけでなく広域でやっている所もだんだん増えてきてますから、その辺の事も聞きながら、当然、広域と言っても隣には立派なものがありますから本町だけのものになりますかと思えますけれども、場所も先程も言いましたけれども、小さい町内と言っても端から端まで行くとすれば

40分や45分かかる訳ですから、そういった中では、特に遠くになれば困ると言うような意見も当然ありましたけれども、我々町側が考えるよりも、住民の方々はやっぱり自分の生活ですから、色んなことを考えているんだなという風に意見を伺っておりますけど、そういう関係でもう少し時間を頂いて、創造計画の以内に建設できるように努力して参りますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。

(以上)



12月会議で審議された議件



条例

■フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定
 ■パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定
 地方公共団体の臨時、非常勤職員の特別職の任用と臨時的任用を厳格化するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する条例の制定

【原案可決】

質疑

Q 藤井議員 今まで条例にはあまり横文字が入ってなかったが、今回急に入れ込んだ形になっているが、半年以上前に公務員が退職後に7割ぐら

いの給料を貰い再就職できるという記事を見ることがあったが、その類のことかと思いつながら見えています、現在予算の中で臨時職員で項目がありますが、今度はフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員という新たな身分が入ったような状態になって、今までの臨時職員がどうなっていくのか心配になります、説明するにあたって図形的な形で説明して貰えたら分かりやすいと思えますけど、仮に社会保障の部分についてはどうなっていくのか、身分に関わる重要な項目は一切触れていませんが、もう少し理解させられるような資料を提出できないかと思えますがどうでしょうか。

A 総務課長 まず横文字でということですが、地方公務員法で会計年度任用職員が位置付けられまして、地公法第22条第1項第2号がフルタイム会計年度任用職員、第1号がパートタイム会計年度任用職員と分けており、1号会計年度任用職員、2号会計年度任用職員という条例名の自治体もあるかと思いますが、見て分かりやすいようにパートタイム、フルタイム会計年度任用職員というような条例名で提案しております。再就職についてですが、これは今ある再任用制度とは違っており、今いる臨時職員について、月額で支給されている職員と同程度の勤務時間の臨時職員をフルタイム会計年度任用職員時間給ですとか、月額でも正規の時間に満たないもの、或いは月額でパートで来ている臨時職員、時間で区切つて来ている臨時職員についてはパートタイム会計年度任用職員ということ、新たな職員という訳では無く、今も働いている臨時職員について名前が変わったと言うか、制度を設けなさないという事で条例を上程しています。身分に関わることで、社会保険の雇用

の規定、身分保障は国の方で定められており、地方公共団体ではそこまで条例を制定しなさいとはなっておりませんので、身分に関わるものにつきましては国の法律で補っております。

Q 藤井議員 いま現在いる非常勤職員や臨時職員は、4月以降は無くなりすべてパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員に変わるという事で理解してよろしいですか。

A 総務課長 その通りです。今いる臨時職員がフルタイム会計年度任用職員或いはパートタイム会計年度任用職員という名前に変わります。

Q 藤井議員 新しい呼称になることは分かりましたが、身分や仕事上の権限とかという問題が発生するだろうし、採用にあたっては色々な立場の人から採用されていくということも起こりうるのではないかと。地方公務員の資格が無くてもこういう職にフルタイムとかパートの職になっていくような仕組みになっているのですか。

A 総務課長 冒頭説明しましたとおり、1つの会計年度に今までもそうですが臨時職員は雇用契約を年度ごとにもらっておりません。そういった方々を新たにフルタイム会計年度任用職員とかパートタイム会計年度任用職員という名目を定めるといふことの提案でございます。

■会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の一部改正
会計年度任用職員を既存の条例の中において適用させるための関係条例の一部改正

【原案可決】

質 疑

Q 藤井議員 議案に越えないを超えないに改めるとあるが、どういうことなのか。またフルタイム、パートタイム職員の権限や権能はどうなっているのか。

A 総務課長補佐 越えないの改正は元々の漢字の誤りを訂正しています。権能については先ほどの条例制定で申し上げたとおり今までも同じ非常勤職員という事では一緒です。今回の法改正により、今まで

各自自治体に委ねられていた非常勤職員の処遇を、全国的に会見年度任用職員ということ、身分を明確化しようというものです。

Q 藤井議員 越えないを超えないに改めるのは、どういう具体的なイメージで受け止めればいいのか。権能や権限が地方公務員と同じという話ですが、一般職員の場合は公務員試験に受かった人が採用されている訳ですが、このフルタイムやパートタイムの場合、試験は無しに採用して権限とか身分は一般職員と同じにさせるといふことについては、きちんと住民の方にも説明した方がいいのではないのでしょうか。

A 町長 越えないの改正は単純に漢字の間違えというだけでございます。フルタイムとパートタイムの権限、権能でございますが、一般職員も正規職員は、宗谷管内の職員採用試験等を合格し採用している訳ですが、この臨時職員につきましては、今までも勝手に採用した訳ではなく、募集をかけて採用しております。一般職員と権能、権限も一緒

かというと一緒にではありません。一般職とフルタイム、パートタイム職員とは当然違ってきますが、先程説明しているように、今まで身分の確証があまりにも脆弱だった非常勤職員について、国の方ではつきりと条例で明文化するようになつてきました。その中には会計年度任用職員の方々も権限を有する部分を当てはめ、仕事に対する意識の向上を図ろうというもので、一般職員の持っている権限とあくまでも会計年度任用職員が持っている権能、権限は違いますのでそこはご理解願いたいと思います。

■特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う条例の一部改正

■職員の給与に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づく職員の給与の改正

【原案可決】

【原案可決】

■利尻富士町長等の給与等に関する条例の一部改正
 人事院勧告に基づく期末手当の改正

【原案可決】

■災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
 災害援護資金の償還金の支払い猶予や償還免除の対象範囲の拡大等を明確化する国の法改正が行われたことによる一部改正

【原案可決】

■利尻富士町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正
 子ども子育て支援法の一部を改正する法律による保育の無償化に伴う一部改正

【原案可決】

■利尻富士町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
 法改正により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項が削除されたことに伴う条例の一部改正

【原案可決】

質疑

Q 藤井議員 意思能力を有しない者と判断するのは自治体の長なのか、医者なのか家族なのか教えていただきたい。
 先日、神奈川県庁の重要なサーバーのディスクが盗まれ市場に回収してしまっただけという問題が起きている訳ですが、このディスクというのは、どの程度の保管をして、更新、破棄するには当町としてはどのような対策でやっているのか教えていただきたい。

A 福祉課長補佐 意思能力を有しない者については能力の有無を個別の実質的に審査し、各市町村において適切に判断することという通知が来ておりますので、印鑑登録の窓口で判断することとなりますが、成年被後見人一括に登録できないというものはなく、法定代理人の方が付き添えば印鑑登録はできるというような通知になっています。ディスクについては、今は住民票、印鑑登録等はパソコンの住民基本台帳システムで管理しており、サーバー室で厳重に管理しています。更新時期になった場合は、それぞれ業者と

相談しながら処分方法について検討しております。

改正

Q 藤井議員 意思能力を有しない者というのは自治体の窓口で後見人の人たちや医療機関からの証明などで自治体側が判断するというような理解でよろしいですか。ディスクについてはこれから発生する問題のように聞こえますが、考え方としては神奈川県庁のような状態にならないような対策をこれからしっかりとやっていくという理解でよろしいですか。

A 福祉課長補佐 1点目に関しましては、福祉課の方では介護認定等を担当している部分もありまして、それらの部署と相談しながら適切に判断していきたいと思っております。

■利尻富士町公共下水道条例の一部改正
 成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を削除するための一部改正

【原案可決】

■温泉事業特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出1億28万4千円を追

【原案可決】

質疑・質問は要約されています
 スペースの都合上、審議した議案や質疑・質問と答弁の内容を要約して載せています。
 会議の内容は、会議録に詳細に記録されており、ご覧になりたい方は議会事務局までお問い合わせください。

【原案可決】

質疑

Q 藤井議員 不動産売却収入の中で、株券売却収入ということで稚内空港ビル株式会社株券の売却392万2千円と計上されているが、これは空港の民営化に関連して株券を売却したのか。また売却の先はどこなのか説明を求めます。

A 総務課長 稚内空港ビルの株券の売却、株式の譲渡による売却でございます。空港民営化に伴いまして売却をするということでございます。売却の先は、北海道エアポート株式会社という会社に売却をするということでございます。

各会計補正予算審議

■一般会計補正予算(第3号)
 歳入歳出1億389万8千円を追加し、総額を39億6,896万6千円と定める

【主な項目】人件費、低所得者燃料購入費軽減扶助費、ふるさと応援寄付金報償費、漁業施設整備事業補助金など

【原案可決】

■港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出729万9千円を追加し、総額を6,649万円と定める

【主な項目】ボーディングブリッジ修繕料など

【原案可決】

■温泉事業特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出1億28万4千円を追

加し、総額6,334万6千円と定める
【主な項目】 ボイラー、ポンプ等修繕料など
【原案可決】

■介護サービス特別会計補正予算(第3号)
 歳入歳出779万7千円を減額し、総額を1億1,986万8千円と定める
【主な項目】 人件費など
【原案可決】

■歯科施設特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出240万9千円を追加し、総額5,960万9千円と定める
【主な項目】 人件費など
【原案可決】

■国民健康保険施設特別会計補正予算(第1号)
 歳入歳出353万4千円を減額し、総額を7,380万8千円と定める
【主な項目】 人件費など
【原案可決】

■人権擁護委員候補者の推薦
 ・鴛泊 佐藤千恵子 氏
 ・鬼脇 味噌 律子 氏

報告

■教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

意見書

■意見書案第4号「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書
【原案の通り可決し、関係省庁へ送付】

【定例会1月会議】

(1月10日)

■一般会計補正予算(第4号)
 歳出歳入1億8千万円追加し、総額を41億4,896万6千円と定める
【主な項目】 ふるさと応援寄付金報償費など
【原案可決】

行政報告

1. 利尻空港利用状況
2. 上期観光客入込客数について
3. 全日空本社への訪問について
4. 民生委員及び児童委員の一斉改選について
5. 表彰について
6. 交通事故死ゼロ日数について
7. 港町地区交差点の安全対策について
8. 観光大使の半崎美子さん来町について

■利尻空港利用状況

	9月	10月	11月
JAL (HAC)	1,962人	2,024人	1,690人
搭乗率	77.9%	82.7%	78.2%
(前年同月比)	(87人)	(△136人)	(△210人)
ANA	4,987人		
搭乗率	67.1%		
(前年同月比)	(963人)		

■令和元年度上期観光入込数

4~9月 120,600人 (前年比700人減・0.6%減)

■全日空本社への訪問について

10月8日利礼3町長で今年度の就航お礼と来年度以降の運行と機材更新に伴う機材の大型化について要望し、来年も6月から9月の4か月間季節運航されます。

■民生委員及び児童委員の一斉改選について

12月1日に全国一斉に改選され、3日に委嘱状を伝達。17名の委員で任期は令和4年11月30日までの3年間で、会長に種谷氏、副会長に尾形氏を選出しています。

■表彰について

叙勲 瑞宝単光章 沼浦 道場年樹さん(消防功労)、瑞宝単光章 本泊 廣田三工さん(社会福祉功労)
 北海道社会貢献賞 栄町 佐藤千恵子さん(民生児童委員)、湾内 長岡俊裕さん(自治功労)

■交通事故死ゼロ日数について

令和元年12月6日で1,000日を達成。今後も啓もう活動を推進し2,000日、3,000日に向け継続に努めます。

■港町地区交差点の安全対策について

9月25日に町長、議長、交通安全協会会長3名で、町長、議会議長、交通安全協会会長、鴛泊地区自治会長連絡協議会長、本町自治会長、港町自治会長の連名で信号機設置に関する要望書を稚内警察署長に提出しました。

■観光大使の半崎美子さん来町について

本町観光大使の半崎美さんが11月20・21日に来町。来年本町が開町140年・町名変更30周年の記念の年であることから、半崎さんに利尻島の歌の作詞作曲を依頼したところで、その現地視察として訪問いただきました。

編集後記

平成から令和へと元号が替わり、初めての新年を迎えて早2ヶ月が経とうとしております。町民の皆様如何お過ごしでしょうか。本年は東京オリンピック・パラリンピックが4ヶ月後には始まります。札幌でもマラソン競技が開催され多くの外国人旅行者が来日すると思われます。しかしながら、先月から中国の武漢で感染拡大している新型コロナウイルスの猛威が止まる気配が見えません。我が利尻島も3ヶ月足らずで観光シーズンが始まります。何とかその前に終息に向かって欲しいばかりです。

最後になりますが、町民の皆様のご健康と共に令和2年が最良の1年になりますよう祈念申し上げます。

広報・広聴常任委員会一同

議会に行こう!

議会傍聴は議会活動に触れるもっとも身近な方法です。皆さんの選んだ議員の活動や町政の方針などを是非ご覧ください。会議当日の受付で傍聴できますので、役場3階傍聴席入口までお越しください。



広報・広聴常任委員会

委員長／白戸 浩明

副委員長／安楽 昌弘

委員／藤井孝二郎 伊藤 信勝

戸嶋 郁夫 岡本 晴樹

佐々木 勝 飯田 睦穂

前田 芳久

議会の詳しい情報は利尻富士町ホームページへ

<http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp>

委員会レポート

■ 広報・広聴常任委員会 (11月18日)

・ 議会だよりNo.185の編集についての協議

■ 議会運営委員会 (12月3日)

・ 定例会12月会議の運営についての協議

【今後の調査事項の予定】

○ 特別養護老人ホーム秀峰園建設工事現況調査など

○ 令和2年度一部事務組合予算の概況調査など

〈ひとくちメモ〉

常任委員会での調査権～(解説) 調査とは、「調査事項の実態を把握し、分析し検討して問題点を捉え、それらの問題点を改善し改革するにはどのような措置を講ずればよいか、採るべき対策なり政策を究明して結論を出すこと」とされ、問題点に対する改善策と対応策を結論づけることが調査の究極の目的とされています。※議員必携抜粋

【議会の予定】

● 定例会3月会議 (3月11日～13日)

(執行方針、新年度予算審議他)

議会日誌

- 11月10日 自民党移動政調会(稚内市)
- 12日 離島市町村議会議長会全国大会(東京都)
- 13日 町村議会議長会全国大会(東京都)
- 18日 広報・広聴常任委員会
議員会総会
- 23日 利尻島新嘗感謝祭
- 12月1日 歳末チャリティ演芸会
- 3日 第4回議会運営委員会
- 11日 利尻郡清掃施設組合議会
利尻郡学校給食組合議会
- 16日 利尻礼文消防事務組合議会
利尻島国保中央病院組合議会
- 1月3日 北見神社歳旦祭
- 4日 利尻山神社歳旦祭
利尻富士町成人式
- 5日 利尻富士町消防団出初式
- 11日 鴛泊シニアクラブ和友会新春の集い
- 13日 鬼脇老人クラブ潮流会新年交礼会
- 20日 宗谷管内町村議会議長会定期総会(稚内市)
- 24日 利尻富士町観光協会新年会
- 31日 鴛泊地区自治会長連絡協議会新年交礼会

議会議長あての文書は直接議会事務局へ

議会議長あての文書や案内状は、日程等の調整をする必要がありますので、恐れ入りますが直接議会事務局へお送り願います。

● 送付先: 利尻富士町役場3F 利尻富士町議会事務局(議会議長)宛
直通電話: (0163)82-2512

✕ メール: gikai@town.rishirifuji.hokkaido.jp